

平成30年第3回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 平成30年3月20日（火） 午前10時00分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元 勝志	2番	坂元 兼一
3番	田畑 和成	4番	豊増 文夫
5番	深水 美佐子	6番	南原 奈美子
7番	赤崎 敬一郎	8番	吉留 義晃
9番	栗牧 伸一	10番	池山 準一

出席推進委員（22名）

11番	下市 博彰	12番	甫立 浩二		
14番	山崎 博文	15番	久保 正昭	16番	柿園 藤男
17番	帖佐 達郎	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
20番	長野 壯二			22番	徳留 伸一
23番	下屋敷 正	24番	野元 秀一	25番	栗野 一三
26番	堀之内 睦	27番	米丸 純男	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	熊田 孝治		
32番	永江 友義	33番	米永 正幸	34番	坂元 智一
35番	黒瀬 陸朗				

職員（5名）

事務局長	岩下 純一
農地係長	松山 明浩
農地係主査	尾付野 直樹
農地係主査	福留 章乃
農政課農業振興係	上大迫 暢哉

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について (12件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について (1件)
- (4) 議案第4号 農業振興地域整備計画書の変更案に係る意見について (1件)
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画について (1件)
- (6) 議案第6号 非農地証明について (2件)
- (7) 議案第7号 下限面積（別段の面積）の設定について
- (8) 議案第8号 平成30年度農作業標準賃金及び水準小作料について
- (9) その他

6 その他

事務局長 ただ今から平成30年第3回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中22名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
6番 南原奈美子委員、9番 栗牧伸一委員をお願いいたします。

次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 「会務報告の朗読及び説明」

議長 ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、会務報告を終わります。

次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を審議いたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 (尾付野) 「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

16番委員 3-1番について説明いたします。渡人の●●さんの水田を10年以上受託作業されていた認定農業者である●●さんが経営規模を拡大のために購入されました。この場所は基盤整備をされている地域にあるために境界、進入路、用排水路についても何ら問題はありませんでした。以上です。よろしくをお願いいたします。

17番委員 3-2番について報告します。渡人の●●さんは住所は船木になっていますが、そもそもは白男川の出身であります。今までは白男川まで来られて自己保全管理をされていましたが、もう高齢であることからその隣に住んでおられる受人の●●さんにあげるからということで話がついたところでありまして。審議のほう宜しくお願いいたします。

20番委員 3-3番の中の上から3筆までについて説明をいたします。譲渡人の●●さん、譲受人の●●さん双方からお話を聞きまして現地も確認いたしま

した結果、進入路、境界とも以上なかったことをご報告いたします。

事務局

3-3番の中の残りの部分について●●委員が本日欠席されておられますので、事務局に報告があったことを報告いたします。久富木の土地についても現地確認の結果、何ら問題はないということで報告を受けておりますので審議のほうを宜しく願いいたします。

24番委員

3-4番について説明をいたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは従弟どうしであります。●●さんの自宅の前に80アールの田がありますがこの80アールの田の中は5筆に分筆されていまして、その中の1筆であります。受人の父の代から80アール全てを管理されていまして。そのため●●さんはお父さんの土地を譲受耕作をされておられます。以前から渡人の●●さんから贈与の申し出があり今回契約が成立したようでした。以上です。

35番委員

3-5番について説明をいたします。現在、申請地は耕作されていません。3筆のうち1筆は筆界未定であります。受人である●●さんが隣接する土地全部を購入されるということで、名義変更もできることから何ら問題はないと思われまます。以上です。

19番委員

3-6番について説明をいたします。渡人と受人は親戚どおしであり贈与となっております。田については構造改善されており進入路も境界もしっかりしています。畑の方も境界がしっかりしています。

3-7番については、受人の●●さんが30年以上前からの耕作者でありまして渡人が名義を代えてくれという要望に応えられたということでありました。境界もしっかりしており何ら問題は無いようであります。以上です。

22番委員

3-8番について説明をいたします。この農地はすでに受人の●●さんが購入されお茶畑になっております。登記がなされていなかったということで申請されたものであります。何ら問題はないと思われまます。よろしくお願ひいたします。

30番委員

3-9番について説明をいたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは同じ熊田集落でありまして、この田の場所は町道熊田搦線の沿線にあります。また、この田は水路と道路に挟まれた土地でありますので、境界にしましても何ら問題はありまません。以上です。

12番委員

3-10番について説明をいたします。申請地はもともと一ツ木の営農組合が耕作をされていまして譲渡人と譲受人が同級性ということです。

また、当該地は県営圃場整備事業一ツ木地区の受益地でありまして境界、水路等も明確になっておりますが、特に譲受人がパイプラインが完備された土地を希望されていたということから話し合いが進んだということでありまして、特に指摘するような事項はないように思いました。以上です。

14番委員

3-11番について説明をいたします。受人の話では渡人の●●さんが高齢で草刈りや畦管理等できない状況ということで、要望があったということでした。境界等しっかりしており問題はないようです。よろしくお願

いします。

17番委員 3-12番について説明をいたします。この土地は構造改善してありしっかりと管理された土地でありまして、今までは受人の●●さんともう一人の二人で管理されてきました。今回渡人の●●さんが買ってこれということで耕作されていた●●さんが買っていいよということになり申請されたものです。以上です。審議の方宜しくお願い致します。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

4番委員 今回の3条申請の12件中7件が贈与ということですが、この中で3-3番の渡人と受人の関係を教えていただきたい。

20番委員 親戚であると聞いています。

事務局 よろしいでしょうか。

4番委員 はい。

議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可する事に決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」を議題といたします。なお、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 「議案第2号 農地法第4条許可申請について朗読及び説明」
(松山) (関連部分の議案第4号「農業振興地域農用地利用計画の変更案に係る意見について」説明)
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

17番委員 3-1番について説明いたします。申請人の●●さんのお父さんが牛を

15頭ほど飼育されておられます。●●さんは現在会社勤めであり、定年後に牛を飼うための準備段階ということでもあります。最終的には30頭を目指されておられます。申請地は道路と山林に挟まれたところであり何ら問題はないと思われまます。審議の方宜しく願います。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

それでは採決いたします。

議案第2号「農地法第4条許可申請について」原案のとおり決定することと。併せて、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」用途区分変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」は許可相当として県知事に意見を送付いたします。また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の用途区分変更」についても承認することを決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(松山)

「議案第3号 農地法第5条許可申請について、朗読及び説明」申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当委員の方から補足説明をお願いいたします。

19番委員

現在、申請地付近で川の井堰工事をしていまして、その堆積物の一時保管をする土地であり2,043㎡のうち1,245㎡を使用されるもので、5月末には田に戻される計画のようです。よろしく願います。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」は承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。議事参与制限の案件でありますので、●●委員の退室をお願いします。{●●委員退室}

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(福留)

「議案第5号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

26番委員

譲渡人の●●さんは現在鹿児島市内にお住まいです。長年耕作されておられませんでした。●●さんから●●さんを買ってもらえないかという相談があり隣接地の山林を含めて●●さんが購入されるとのことでした。現在は、土地の半分くらいまでは孟宗竹が生えておりますが●●さんが伐採中でした。その後飼料畑にされるそうです。以上です。

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

それでは、採決をいたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」は妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は妥当とすることに決定いたします。

{●●委員の入室をお願いします} ※ ●●委員入室する。

次に、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

「議案第6号 非農地証明について朗読及び説明」

議長

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

19番委員

3-1番について説明します。申請人の●●さんは昔、平川で養蚕をされておりましたが、20年ほど前に大阪の方へ転出されました。現在は耕作放棄地になっておりまして竹などが生えています。今からこれを再生することは難しいと思われまます。以上です。よろしく願いいたします。

1 2 番委員

3-2番について説明いたします。申請地は以前は桑園でした。養蚕業が低迷したため耕作放棄地となっていました。周囲は山とか竹林に囲まれていて、申請地にも竹が入ってきています。また、農道も非常に狭くて今後大型機械が進入できないことから以後もとても耕作ができそうな状態ではないようです。非農地判断もやむを得ない判断と思います。よろしくをお願いします。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第6号「非農地証明願いについて」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願いについて」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第7号「下限面積の設定について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局長

議案第7号「下限面積の設定について」説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第7号「下限面積の設定について」は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第7号「下限面積の設定について」、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号「平成30年度農作業標準賃金及び水準小作料について」を議題といたします。

なお、平成21年の農地法の改正により「標準小作料制度」は廃止され、地域における農地の賃借料の目安として、本町では、水準小作料を設定しています。

ただし、賃借料を決める場合は、地域の実情を考慮して、貸し手、借り手で十分に話し合い、賃借料を決定して頂きます。

昨年度までは、小作料検討委員会(12名)を設置して水準小作料を決めていましたが、今年度より総会での参加者全員で協議して決めようとする

るものであります。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局長

議案第8号「平成30年度農作業標準賃金及び水準小作料について」説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、議案第8号「平成30年度農作業標準賃金及び水準小作料について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、議案第8号「平成30年度農作業標準賃金及び水準小作料について」は、原案のとおり決定いたします。

次に、(9)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より何かございませんか。

事務局

別紙資料について

- ・平成30年度農作業標準賃金表について
- ・アンケート調査について
- ・農業者年金の減額について
- ・農業経営基盤強化促進法の一部改正について
- ・営農型発電設備の下部における農作物の状況報告について
- ・活動記録簿の提出について

議長

ただ今の件につきまして、何かございませんか。

無い様ですので以上で、さつま町農業委員会平成30年第3回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上，会議の顛末を記載し，相違のないことを署名する

会 長

委 員 6 番委員

委 員 9 番委員